



神奈川県  
KANAGAWA

## 神奈川県医療的ケア児 登録フォームを始めます！

医療的ケア児のお名前、御住所、連絡先、医療的ケアの内容などの基本情報を御登録いただくフォームです。御登録いただいた情報は県で取りまとめ、お住まいの市町村（※）に情報提供し、母子保健、医療、障がい福祉、教育などの関係部署で共有し、施策に活用します。（御登録に際しては、個人情報の利用に関する同意が必要です。）

※ 本登録フォームは、当面の間、試行的に政令市を除く市町村にお住まいの方を対象として登録を受け付けます。

### 具体的な活用例

- お子さまの成長に合わせて自治体の関係部署が情報を共有し、連携してお子さまの支援を行うことができます。
- お子さまの状態を把握して、災害時等にお子さまに必要となる支援を事前に確認することができます。

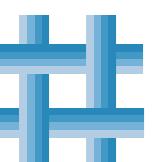
### 政令市にお住まいの方の 相談窓口

県内政令市にお住まいの方は、右の二次元バーコードを  
御参照の上、各市の相談窓口へ御相談ください▶▶▶



### 医療的ケア児への支援について 神奈川県ホームページ

右のURL 内のページに、本パンフレットに掲載されている「神奈川県における医療的ケア児への支援」に関する情報をまとめて掲載しております▶▶▶



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐみで取り組みます

平成28年10月14日神奈川県

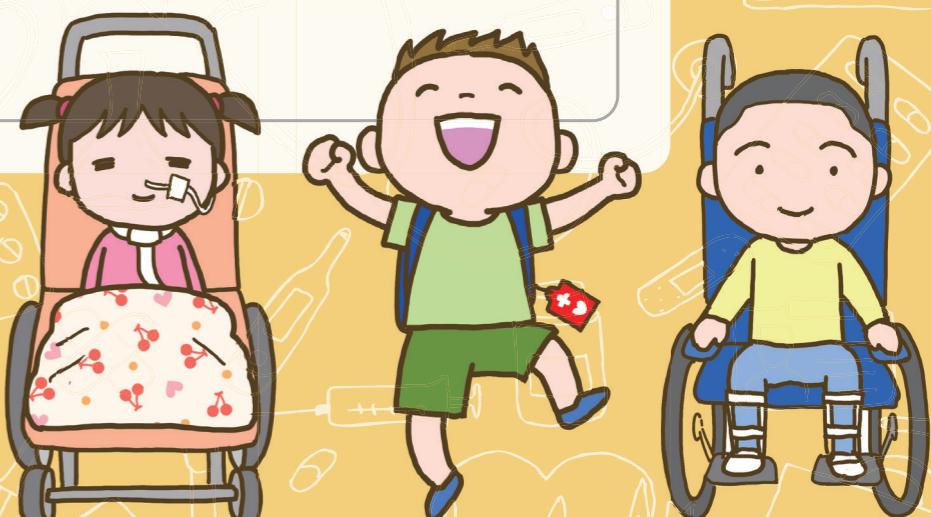
この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

ともに生きる社会かながわ 検索

医療的ケアを必要とする  
お子さまをお持ちの親御さまへ

# 医療的ケア児の 在宅生活へ向けて

医療的ケアとは  
自宅などで家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことです。医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んで、区別しています。



イラストレーション：野波ツナ

## 相談したい

### ① お住いの市町村の医療的ケア児に関する窓口

お子さまの病気や障がいについて相談できます。



### ② 子育て世代包括支援センター

各市町村が設置するセンターで、妊婦、出産、子育てについて相談できます。



### ③ 保健福祉事務所・センター

小児慢性特定疾病や難病等について相談できるほか、保護者等向け講演会や交流会を開催しています。



### ④ 医療的ケア児等コーディネーター ★

県が養成している、医療的ケア児等に関するさまざまな関係機関に支援をつなぐ専門家です。



## 支援情報が知りたい

### ① おひさま小児在宅療養ナビ

県立こども医療センターが作成した情報サイト。医療機関の施設検索機能や緊急時対応マニュアル等を掲載しています。



### ② 障害福祉情報サービスかながわ

県内の障害福祉情報サービス総合情報サイト。障害福祉サービス事業所情報や県市町村からのお知らせを県民並びに事業所の皆様等へ提供しています。



### ③ 医療的ケア児受入れ実績事業所一覧 ★

独)福祉医療機構が運営する『障害福祉サービス等検索システム』から抽出した、医療的ケア児の受入れ実績事業所一覧です。



### ④ 神奈川県小児保健協会

お住いの身近な療育機関を見つける際の参考になります。協会の事務局を神奈川県立こども医療センター内に置いています。



### ⑤ つなぐ切れ目ない支援

就学や学校生活に関する情報を掲載しています。



### ⑥ かながわ難病相談・支援センター かながわ移行期医療支援センター

指定難病や小児慢性特定疾患の患者さんへの支援として、情報の提供、医療機関紹介、各種相談といった情報発信等を行っています。



## 様々なサービスを利用したい

### ① 訪問看護

まずは主治医にご相談ください。



### ② 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。



### ③ 児童発達支援

遊びや作業を通して日常生活上の基本的な動作を習得します。（主に未就学児が対象）



### ④ 放課後等デイサービス

放課後や夏休み・冬休み等に利用し、生活能力向上や自立を促進します。（6～18歳の就学児が対象）



### ⑤ 短期入所（ショートステイ）

さまざまなご事情で自宅で一時的にお世話ができない場合に、施設等で短期間お預かりします。



### お住いの市町村窓口で 利用手続を行ってください。

連絡先は右の二次元バーコードから▶



2次元バーコードが読み取りにくい時は▶▶▶ 読み取りたいコードの上下のコードを指などで隠していただくと、必要なコードが読み取れます。



イラストレーション：野波ツナ

各種サービスや助成・手当を受けるためには、各種申請をしていただく必要があります。まずは、お住まいの市町村の相談窓口や身近な支援者にご相談の上、必要な申請・手続をお願いします。

## 医療費の助成制度や手当について知りたい

### ① 自立支援医療（育成医療）制度

18歳未満のお子さまが、身体の障がいの除去や軽減のための治療を受けたときに、窓口で支払う自己負担額が軽減される制度です。



### ② 小児慢性特定疾病医療費助成制度 ★

18歳未満のお子さまが、対象となる病気で医療を受けたときに、医療費の自己負担分や入院時の食事代などが所得に応じて助成される制度です。



### ③ 指定難病医療費助成制度 ★

指定難病の受給者が対象となる病気で医療を受けたときに、治療にかかる医療費の窓口で支払う自己負担額が軽減される制度です。



### ④ 重度障害者医療費助成制度

重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担の一部について助成します。



### ⑤ 障害者手帳 ★

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の3種あり、いずれも障害者総合支援法の対象となり様々なサービスを利用できます。



### ⑥ 特別児童扶養手当 ★

精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している父又は母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人が受けることができます。



### ⑦ 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。



### ⑧ 県在宅重度障害者等手当

8月1日時点で県内に6か月以上居住している在宅の重度障害者等を対象に、年1回60,000円が支給されます。



### ⑨ 補装具

車いす、義肢、補聴器などの購入や修理の費用を助成する制度です。



### ⑩ 日常生活用具

重い障がいのある方の日常生活を少しでも便利にするため、特殊ベッド、吸入器、紙おむつ、紫外線カットクリームやパルスオキシメーターなどの給付制度があります。

